

ふじみ野市建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要等

1. 業務名称 ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館大規模改修工事設計業務委託
2. 履行期間 契約日から令和8年1月30日まで
3. 業務概要 建築（ ☒総合 ☐構造 ）
設備（ ☒電気 ☐昇降機 ☒給排水衛生 ☒空調換気 ）

4. 適用

本特記仕様書に記載されていない事項は、「ふじみ野市建築設計業務委託共通仕様書」による。

本特記仕様書に記載された特記事項については、「□」印、「※」印及び「■」印の付いた項目については、「■」印が付いたものを適用する。「■」印の付かない場合は「※」印を適用する。

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 所在地 ふじみ野市福岡5番地
- b. 敷地面積 40, 114 m²
- c. 用途地域 市街化調整区域
- d. 防火地域 ☐防火 ☐準防火 ☒指定なし
- e. 地域地区等 指定なし

(2) 施設の条件

- a. 施設名称 ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館
- b. 施設用途 運動施設

(令和6年国土交通省告示第8号別添二第三号第1類)

(3)-1 建築物の条件

- a. 棟名称 ふじみ野市第2運動公園体育館
- b. 建築物用途 運動施設
(令和6年国土交通省告示第8号別添二第三号第1類)
- c. 面積 工事対象面積1, 623.25 m² (延べ面積1, 731.23 m²)
- d. 構造、階数 SRC造、地上2階・地下 階
- e. 耐震安全性の分類
構造体 Ⅱ類
建築非構造部材 A類
建築設備 乙類
- f. 工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐解体 ☒改修 ☐

(3)-2 建築物の条件

- a. 棟名称 ふじみ野市第2運動公園武道館
- b. 建築物用途 運動施設
(令和6年国土交通省告示第8号別添二第三号第1類)
- c. 面積 工事対象面積495.76㎡(延べ面積849.38㎡)
- d. 構造、階数 SRC+RC+S造、地上2階・地下 階
- e. 耐震安全性の分類
構造体 Ⅱ類
建築非構造部材 A類
建築設備 乙類
- f. 工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐解体 ☒改修 ☐_____

(4) 計画の条件

- a. 設計方針 以下について特に配慮した計画とすること。
([] 内の数字は優先順位を示す。)
☒コストの縮減 [3]、☒工期の短縮 [1]、
☐工事中の施設運営 []、☒メンテナンスの容易性 [2]、
☐デザイン性 []、☐_____ []
- b. 目標工事費 約48,665万円(税抜き) 以下
- c. 予定工期 令和8年3月から令和9年10月まで

(5) 同施設関連の別発注業務

※無し

☐有り(業務名称 _____)

(6) 設計対象工事

各施設について以下の設計業務等を行う。

(6)-1 ふじみ野市第2運動公園体育館

以下の基本設計及び実施設計を行う。

- a. 建具改修
- b. アリーナ・卓球場床改修(JISA6519 適合品)
- c. バリアフリー化
- d. 断熱・遮熱対策改修
- e. 屋根木毛板改修
- f. 空調設備設置工事
- g. 自家発電設備設置工事
- h. その他上記に付帯する改修

(6)-2 ふじみ野市第2運動公園武道館

以下の基本設計及び実施設計を行う。

- a. 建具改修
- b. 柔道場・剣道場床改修(JISA6519 適合品)
- c. バリアフリー化
- d. 断熱・遮熱対策改修

- e. 空調設備設置工事
- f. 自家発電設備設置工事
- g. 受変電設備改修
- h. その他上記に付帯する改修

(7) 業務内容

(7)-1 共通事項

- a. 「ふじみ野市運動公園等再整備基本方針策定業務 成果品」に基づいた設計検討を行うこと。
- b. 空調機器を天井吊り又は壁固定とする場合は落下の危険性がない安全な方法を検討すること。
- c. 屋内に設置する空調機器及び照明がボール等で破損することがないように機器をガードで覆うこと。
- d. 空調設備は体育館及び武道館の仕様の妨げにならない場所に設置すること。
- e. 円滑な移動が可能になるようバリアフリー化を図ること。
- f. 建具改修に由る足場架設範囲で改修を行った方が有益であると判断できるものは改修対象とすること。
- g. 災害時に対応するため非常用自家発電設備を設置すること。発電量は停電時に避難場所としての機能を維持するための電源を見込み、発電方式については比較検討を行うこと。
- h. 隣接する多目的球場は工事期間も貸出を行う。施設運営を考慮し仮設計画を作成すること。

(7)-2 空調設備

既存のキュービクル、ハンドホール、配管ルート及びケーブル敷設状況等について図面確認及び現場調査による現況の把握を行うこと。

なお、ハンドホールは内部を目視し既存ケーブルの確認を行うこと。

- a. 各施設の基本設計及び導入検討において次の方式の比較検討を行うこと。また、比較検討に必要な資料作成提出及び発注者側への説明を行うこと。
 - ①電気対流式
 - ②L P ガス対流式
 - ③電気輻射式
 - ④電気輻射式＋対流式（ハイブリッド方式）
 - ⑤直膨式エアハンドリングユニット
 - ⑥その他監督員が指示するもの
- b. 方式ごとの検討項目
 - ①イニシャルコスト
(機器本体設置費、キュービクル改修費のほかL P ガスの場合は貯蔵設備設置費等)
 - ②ランニングコスト（電気・ガスの使用料金、メンテナンス費用等）
 - ③環境性能
 - ④安全性
 - ⑤運転時の気流
 - ⑥冷暖房の立ち上がり時間

- ⑦静粛性
- ⑧機器の大きさ
- ⑨必要な機器設置範囲
- ⑩温度管理のしやすさ
- ⑪停電時またはガス供給停止時の状態
- ⑫工期（納期）
- ⑬停電作業期間
- ⑭維持管理のしやすさ
- ⑮その他監督員が指示するもの

c. 室外機は体育館1階フロアレベルより高い位置に設置すること。

(7)-3 自家発電設備

- a. 体育館1階フロアレベルより高い位置に設置すること。
- b. 必要最低限の電力を72時間供給出来るように計画すること。
- c. 供給は照明・コンセント、シャワー室、トイレ(自動水栓)及び浄化槽とする。
- d. 非常用発電設備への切替えは担当職員により手動で行うものとする。

(7)-4 その他

- a. 設計内容の検討にあたっては、市及び指定管理者等の関係者と適宜打合せを行うこと。
- b. 概算工事費設計書(予算要求に要する)を令和7年10月1日までに提出し、実施設計に関する成果物は令和7年12月5日までに提出すること。
- c. 市内のいずれの体育館を常にご利用できるよう市民に配慮するため、閉館期間は令和8年10月から令和9年9月までとし、可能な限り短くすること。
- d. 現地調査については、市及び指定管理者等に調査日程及び作業内容を報告し、承諾を得た上で実施すること。無断で各施設に立ち入らないこと。
- e. 対象施設についてバリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した計画を行うこと。
- f. 工事に伴いアスベスト除去が予想される箇所（外壁、軒天等）は事前にアスベスト定性分析調査を行うこと。
- g. 現況を調査した上で落下、転落、転倒等の事故を防止する安全対策を講じた改修設計とすること。

Ⅱ 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計に関する標準業務

業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)		業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水 衛生	空調 換気	昇降 機等
新築・ 増築・ 改築 工事の 設計 業務	(1)(i)条件整理	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(2)(ii)計画通知関係機関打合せ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(i)総合検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(5)基本設計図書の作成	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(6)概算工事費の検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(7)基本設計内容の発注者への説明等	☐	☐	☐	☐	☐	☐
改修 工事の 設計 業務	(1)(i)条件整理	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(2)法令上の諸条件の調査	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(3)インフラ状況調査、関係機関打合せ	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(4)(i)総合検討	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(4)(ii)設計方針策定及び発注者説明	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(5)基本設計図書の作成	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(6)概算工事費の検討	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(7)基本設計内容の発注者への説明等	☒	☐	☒	☒	☒	☐

b. 実施設計に関する標準業務

(工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある標準業務は含まない)

業務内容 (新築工事の設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるもの)		業務分野					
		総合	構造	設備			
				電気	給排水 衛生	空調 換気	昇降 機等
新築・ 増築・ 改築 工事の 設計 業務	(1)(i)発注者の要求等の確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(2)(i)法令上の諸条件の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(2)(ii)計画通知関係機関の打合せ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)(i)総合検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)(ii)基本事項の確定	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(3)(iii)設計方針策定及び発注者説明	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(i)実施設計図書の作成	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(4)(ii)計画通知申請図書の作成	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(5)概算工事費の検討	☐	☐	☐	☐	☐	☐

	(6)実施設計内容の発注者への説明等	☐	☐	☐	☐	☐	☐
改修工事の設計業務	(1)(i)発注者の要求等の確認	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(1)(ii)設計条件変更等の場合の協議	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(2)法令上の諸条件の調査	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(3)(i)総合検討	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(3)(ii)基本事項の確定	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(3)(iii)設計方針策定及び発注者説明	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(4)実施設計図書の作成	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(5)概算工事費の検討	☒	☐	☒	☒	☒	☐
	(6)実施設計内容の発注者への説明等	☒	☐	☒	☒	☒	☐
解体工事の設計業務		☐	☐	☐	☐	☐	☐

(2) 追加業務の内容及び範囲

☒ 建築積算	営繕積算システムRBC2を用いた工事費内訳書(金入り、単価入替えを含む)、積算数量算出書(積算数量調書を含む)、複合単価等資料(代価表、別紙明細を含む)、見積の収集、見積検討資料、見積一覧表及び営繕工事積算チェックマニュアルによるチェックリストの作成
☒ 設備積算(電気)	
☒ 設備積算(給排水衛生)	
☒ 設備積算(空調換気)	
☐ 設備積算(昇降機等)	

☐日影図の作成(確認申請(計画通知)添付図面は含まない)

☐ 透視図の作成	種 類 :	判の大きさ :
	額の有無 : ☐ 有り ☐ 無し	額の材質 :
☐ 模型の製作	縮 尺 :	主 要 材 料 :
	ケースの有無 : ☐ 有り ☐ 無し	ケースの材質 :
☐ 模型の写真撮影	カット枚数 :	判の大きさ :
	白黒/カラー :	

☒工期検討資料(概略工事工程表及び根拠資料)の作成

☒リサイクル計画書の作成

☒ アスベスト含有建材の分析調査及び調査報告書の作成	分析調査方法 (定性分析) ☐ 1481-1 ☐ 1481-2 ☒ いずれか [JIS A (定量分析) ☐ 1481-3 ☐ 1481-4 ☐ いずれか 1481] :
	調査検体数 : 8 検体
	調査対象室、 体育館外壁(塗材・下地調整材)、体育館軒天(塗材・下地調整材)、 部分又は建材: 材・下地調整材)、武道館外壁(塗材・下地調整材)、 武道館軒天(塗材・下地調整材)

☒アスベスト含有建材の除去に関する所管行政部署(大気環境、廃棄物処理、労働環境)との協議及び協議結果報告書の作成

☐ 既存建築物のCAD図面の作成	既存紙図面 : ☐ 有り ☐ 無し
	作 図 対 象 :
☒ 既存施設の詳細調査及び報告書作成(改修設計に係るもの)	調 査 対 象 : 設計範囲

☐ 既存施設の法適合状況調査及び 報告書作成(計画通知に係るもの)	調 査 対 象 :
---	-----------

- ☐確認申請(計画通知)に関する関係機関との打合せ(改修設計に係るもの)
- ☐確認申請(計画通知)図書の作成(改修設計に係るもの)
- ☐確認申請(計画通知)に関する申請手続
 - ☐構造計算適合性判定申請手続
 - ☐建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続
- ☐都市計画法施行規則第60条に基づく書面(適合証明)の交付申請手続
- ☐中高層建築物等指導要綱等に基づく住民説明(□説明会形式、□個別説明形式)、
標識看板の作成・設置・撤去、事業報告書の作成及び申請手続
- ☐埼玉県福祉のまちづくり条例に関する申請手続
- ☐ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関する届出手続
- ☐埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画に基づく申請手続
- ☐土壌汚染対策法に基づく協議
- ☐住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請手続
- ☐消防法施行令第32条に基づく申請手続
- ☐防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続
- ☐建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項前段又は同法付則
第3条第8項前段に規定する建築物の建築に関する通知等に関する業務
- ☐建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物
エネルギー消費性能向上計画の認定に関する業務(モデル建物法による省エネルギー
適合判定業務は標準業務に含まれる)
- ☐都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等
計画の認定に関する業務
- ☐建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
- ☐埼玉県建築物環境配慮制度(CASBEE 埼玉県)に関する申請手続(総合的な環境保全
に関する検討・評価資料の作成を含む)
- ☐災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設
の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関す
る特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
- ☐官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化
炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価(詳細なLCC02を求める場
合)
- ☐実験設備に関する検討及び資料の作成
- ☐電波障害対策等の資料収集、机上検討及び報告書の作成
- ☐内部雷保護設備に関する検討及び資料の作成
- ☐構内情報通信網設備に関する検討及び資料の作成
- ☐音声誘導設備に関する検討及び資料の作成
- ☐排水処理設備に関する検討及び資料の作成
- ☐雨水・排水再利用設備に関する検討及び資料の作成
- ☐蓄熱システムに関する検討及び資料の作成
- ☐設計の点検実施要領に基づく総合的なコスト縮減の検討及び資料の作成
- ☐BIM データによる検討及び説明資料の作成

☐ 木造化手法に係る検討

☐ _____

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害（浸水、土砂災害、地震等）を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- d. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- e. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。
また、積算業務の各過程において営繕工事積算チェックマニュアルにより確認し、チェックリストは監督員の承諾を受ける。
- f. 工期検討にあたっては、（一社）日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- g. アスベスト含有建材の分析調査において、JIS A 1481-1による分析では、複数箇所から採取した試料を混合せず1か所から採取した試料を1検体として扱う。JIS A 1481-2による分析では、3か所以上から採取した試料を混合して1検体として扱う。
- h. 設計の点検における点検時期は、設計方針の策定段階とする。点検実施日の決定のため、受注者は、設計方針の検討状況を監督員に適宜報告する。
- i. 同施設関連の別発注業務との調整は、本仕様書Ⅱ 1. (1)一般業務の範囲で「総合」を指定されたものが行い、調整経過を監督員へ報告する。
- j. 設計にあたっては、埼玉県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。
- k. 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について検討し、その結果を監督員に報告する。
- l. 工事費概算の作成にあたり、使用する単価、数量について監督員と協議する。
- m. 施工計画検討書を作成する。記載内容は以下の通り。
 - ①施工計画概要
 - ②工程および仮設計画の考え方
 - ③工事施工にあたる第三者への影響の検討
 - ④その他必要な事項

(2) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等を適用する。なお、新たな版が出版され、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(3) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務カルテ登録）

※業務実績情報を登録しない

☐業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

(5) 管理技術者の資格要件

a. 次のいずれかの資格を有する者

■一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項）

□建築設備士（建築士法第 2 条第 5 項）

□設備設計一級建築士（建築士法第 10 条の 3 第 4 項）

□入札公告による

□_____による

b. 管理技術者については、本業務契約締結日現在の手持ち業務量（本業務を除いた既契約件数。）が 3 件未満を満たす者であることとする。手持ち業務とは、管理技術者と定められている契約金額 100 万円以上の業務のうち、公共機関等（国、地方公共団体（一部事務組合を含む。）、独立行政法人及び公益法人をいう。）が発注者である設計業務等（設計に反映されるような知見を持って取り組む調査は対象とする。）とする。

なお、受注者は、本業務履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を除いた既契約件数。）は、3 件未満とする。

(6) 貸与品等

貸与品等	製本等/ 電子データ	摘要
☐ 適用基準等のうち、貸与するもの ■既存建築物設計図書一式	製本	・ 県立福岡高等学校施設管理図 ・ 平成 29 年度旧埼玉県立福岡高等学校体育館改修工事に伴う付帯工事 完成図 ・ 平成 29 年度旧埼玉県立福岡高等学校体育館改修工事 完成図 ・ 平成 29 年度旧埼玉県立福岡高等学校格技場耐震補強・改修工事 完成図
☐ 既存工作物設計図書一式 ☐ 既存敷地調査資料（柱状図） ■ふじみ野市運動公園等再整備基本方針策定業務 成果品	製本、電子データ	

貸与場所 都市政策部建築課(第二庁舎 2 階)、貸与時期 履行期間
返却場所 都市政策部建築課(第二庁舎 2 階)、返却時期 業務完了時

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

- 業務着手時
- 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- 施設管理者に確認すべき事項が生じた時
- 積算業務着手前
- _____

(8) 成果物等の情報の適正な管理

- a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

ア. 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- (a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
- (b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- (c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。
- d. 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲

概算工事費設計書

■指定部分の履行期限 令和7年10月1日

- b. 成果物の提出場所 都市政策部建築課(第二庁舎2階)

- c. 成果物の取扱いについて

提出された CAD 及び BIM データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

- d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- (a) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

- (b) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

ア. 写真を公表すること。

イ. 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合

も同様とする。

- (b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (c) (a)及び(b)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
a. 建築（総合） 建築（総合）基本設計図書 ☒ 計画説明書 ☒ 仕様概要書 ☒ 仕上概要表 ☐ 面積表及び求積図 ☒ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 平面図（各階） ☒ 断面図 ☒ 立面図（各面） ☒ 工事費概算書 ☒ 仮設計画概要書			
b. 建築（構造） 建築（構造）基本設計図書 ☐ 構造計画説明書 ☐ 構造設計概要書 ☐ 工事費概算書			
c. 電気設備 電気設備基本設計図書 ☒ 電気設備計画説明書 ☒ 電気設備設計概要書 ☒ 工事費概算書 ☒ 各種技術資料			
d. 給排水衛生設備 給排水衛生設備基本設計図書 ☒ 給排水衛生設備計画説明書 ☒ 給排水衛生設備設計概要書 ☒ 工事費概算書 ☒ 各種技術資料			
e. 空調換気設備 空調換気設備基本設計図書 ☒ 空調換気設備計画説明書 ☒ 空調換気設備設計概要書 ☒ 工事費概算書 ☒ 各種技術資料			
f. 昇降機等 昇降機等基本設計図書 ☐ 昇降機等計画説明書 ☐ 昇降機等設計概要書			

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
☐ _____	-		
b. 建築（構造） 建築（構造）設計図 ☐ 仕様書 ☐ 構造基準図 ☐ 伏図（各階） ☐ 軸組図 ☐ 部材断面表 ☐ 各部断面図 ☐ 標準詳細図 ☐ 各部詳細図 ☐ 構造計算書 ☐ 構造計算データ ☐ 工事費概算書 ☐ 確認申請(計画通知)に必要な図書 ☐ _____	- - 1/100(200) 1/100(200) 1/30(50) 1/100(200) 1/20(30) 1/20(30) - - - - -	A3 判 <u>3</u> 部 + 電子データ A4 判 <u>1</u> 部 + 電子データ	◎電子データ A1 原図の CAD(jww) データ及び PDF(A3)データを CD-R 等で 2 部提出 A3 縮小版製本図面 3 部提出 設計図には A1 判及び A3 判双方の縮尺を明記すること
c. 電気設備 電気設備設計図 ☒ 仕様書 ☒ 敷地案内図 ☒ 配置図 ☒ 受変電設備図 ☒ 非常電源設備図 ☒ 幹線系統図 ☒ 電灯、コンセント設備平面図(各階) ☒ 動力設備平面図(各階) ☐ 通信・情報設備系統図 ☐ 通信・情報設備平面図(各階) ☐ 火災報知等設備系統図 ☐ 火災報知等設備平面図(各階) ☒ その他設置設備設計図 ☒ 屋外設備図 ☒ 機器表、器具表 ☐ 工事区分表 ☒ 工事費概算書 ☒ 各種計算書 ☐ 確認申請(計画通知)に必要な図書 ☐ 中高層建築物の届出に必要な図書 ☐ _____	- - 1/200(400) 1/30(60) 1/30(60) - 1/100(200) 1/100(200) - 1/100(200) - 1/100(200) 1/100(200) - - - - - - - -	A3 判 <u>3</u> 部 + 電子データ A4 判 <u>1</u> 部 + 電子データ	◎電子データ A1 原図の CAD(jww) データ及び PDF(A3)データを CD-R 等で 2 部提出 A3 縮小版製本図面 3 部提出 A4 ファイル綴じ ◎電子データ CD-R 等で提出

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
f. 昇降機等 昇降機設計図 ☐ 特記仕様書 ☐ 敷地案内図 ☐ 配置図 ☐ 昇降機等平面図 ☐ 昇降機等断面図 ☐ 部分詳細図 ☐ 機器表、器具表 ☐ 工事区分表 ☐ 工事費概算書 ☐ 各種計算書 ☐ 確認申請(計画通知)に必要な図書 ☐ 中高層建築物の届出に必要な図書 ☐ _____	- - 1/200(400) 1/100(200) 1/100(200) 1/50 - - - - - - -	A3 判 3 部 + 電子データ A4 判 1 部 + 電子データ	◎電子データ A1 原図の CAD(jww) データ及び PDF(A3)データ を CD-R 等で 2 部 提出 A3 縮小版製本図面 3 部提出 A4 ファイル綴じ ◎電子データ CD-R 等で提出
g. 積算 ☒ 建築積算資料 ☒ 電気設備積算資料 ☒ 給排水衛生設備積算資料 ☒ 空調換気設備積算資料 ☐ 昇降機等積算資料 各積算資料は以下の図書で構成する 工事費内訳書 (金入り、単価入替含む) 積算数量算出書(集計表、拾い書) 積算数量調書 単価資料 見積一覧表等見積検討資料 見積書 営繕工事積算チェックリスト	- - - - - - - - - - - - - - - -	A4 判 1 部 + 電子データ	A4 ファイル綴じ ◎電子データ CD-R 等で提出
h. その他 ☐ 日影図 ☐ 透視図 ☐ 模型 ☐ 模型写真 ☒ 工期検討資料 ☒ リサイクル計画書 ☒ アスベスト含有建材調査報告書 ☒ アスベスト含有建材除去に関する 所管行政部署との協議結果報告書 ☐ 既存建築物の CAD 図面 ☒ 既存施設の調査報告書(改修設	- - - - - - - - - - - - - - - -	____ 判 ____ 部 ____ 判 ____ 部 - ____ 判 ____ 部 ____ 判 1 部 ____ 判 1 部 ____ 判 1 部 ____ 判 1 部 ____ 判 ____ 部 ____ 判 1 部	A4 ファイル綴じ ◎電子データ CD-R 等で提出

成果物等	標準縮尺	納品形態	摘要
計)		___判___部	
☐ 既存施設の法適合状況調査報告書	-	___判___部	
☐ 確認申請(計画通知)図書	-	☐ ___判___部	
☐ 構造計算適合性判定申請図書	-	☐ ___判___部	
☐ 省エネルギー適合性判定申請図書	-	☐ ___判___部	
☐ 都市計画法施工規則第60条に 基づく書面の交付申請図書	-	☐ ___判___部	
☐ 中高層建築物の届出書	-	☐ ___判___部	
☐ 福祉のまちづくり条例に基づく 通知図書	-	☐ ___判___部	
☐ _____申請/届出/通知図書	-	☐ ___判___部	
☐ _____調査・検討報告書	-	___判___部	
☐ _____協議結果報告書	-	___判___部	
■各種技術資料	-	___判___部	
■各記録書	-	___判___部	
☐ 本工事における官公庁等への届出 書類一覧	-		
☐ BEP (BIM 実施計画)	-		
☐ BIM データ	-		
☐ BIM データ説明資料	-		

(注) 1 改修工事の計画に応じ、監督員が作成の必要がないと認めた成果図書は省略することができる。

(3)成果物に係る一般事項

- a. 設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。
- b. その他の成果品について
 - ・設計図書サイズについては、監督員と協議のうえ決定する。
 - ・工事費内訳書（A4）、積算数量調書(A4)、数量拾い書及び積算の根拠となったもの（刊行物の表紙及び該当ページの写し、見積書原本等）をファイルに綴じたもの各1部
 - ・設計図(JwwCAD)、CAD データ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。
なお、積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。CD-R（ディスクに工事名を明記）に記録したものを1枚。
- c. 委託契約による提出書類は、「ふじみ野市建築設計委託業務提出書類(最新版)」に従い、作成し監督員に提出する。
- d. 工事設計書の単価は、ふじみ野市指定の単価を採用する。
- e. 積算に用いる参考見積については、原則3社からとする。
- j. BIM 適用事業における成果物は、BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）（国土交通省）によるほか、監督員と協議の上、納品すること。

別紙1 適用基準等

(〈国〉：国土交通省、〈文〉：文部科学省、〈県〉：埼玉県、〈市〉：ふじみ野市、〈他〉：その他)

a. 共通

	(年 版 等)
■〈国〉官庁施設の基本的性能基準	(最 新 版)
■〈国〉官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	(最 新 版)
■〈国〉官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(最 新 版)
■〈国〉官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(最 新 版)
□〈文〉学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック	(最 新 版)
□〈国〉官庁施設の防犯に関する基準	(最 新 版)
□〈国〉官庁施設の環境保全性基準	(最 新 版)
■〈県〉埼玉県環境配慮方針	(最 新 版)
□〈県〉埼玉県グリーン調達／環境配慮契約推進方針	(最 新 版)
■〈国〉官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	(最 新 版)
■〈県〉埼玉県福祉のまちづくり条例	(最 新 版)
□〈県〉埼玉県公共事業景観形成指針	(最 新 版)
□〈国〉木造計画・設計基準	(最 新 版)
□〈国〉木造計画・設計基準の資料	(最 新 版)
□〈県〉埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針	(最 新 版)
□〈市〉ふじみ野市市有施設の木造化・木質化に関する方針及び同運用	(最 新 版)
□〈国〉評価方法基準（住宅の性能に関する評価の方法の基準）	(最 新 版)
□〈国〉公営住宅等整備基準	(最 新 版)
□〈国〉公共住宅建設工事共通仕様書	(最 新 版)
□〈国〉公共住宅標準詳細設計図集（第4版）	(最 新 版)
□〈国〉高齢者が居住する住宅の設計に係る指針	(最 新 版)
□〈県〉埼玉県県営住宅条例	(最 新 版)
■〈県〉建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	(最 新 版)
□〈国〉建築物解体工事共通仕様書	(最 新 版)
■〈県〉彩の国建設リサイクル実施指針	(最 新 版)
■〈県〉建設副産物の手引き	(最 新 版)
■〈県〉石綿飛散防止対策マニュアル 2022	(最 新 版)
■〈国〉建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	(最 新 版)
■〈国〉公共建築工事標準単価積算基準	(最 新 版)
■〈国〉営繕工事積算チェックマニュアル	(最 新 版)
■〈県〉埼玉県建築工事積算基準	(最 新 版)
■〈県〉埼玉県建築工事共通費積算基準	(最 新 版)
□〈県〉埼玉県電子納品運用ガイドライン	(最 新 版)
□〈国〉官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン	(最 新 版)
□〈国〉官庁営繕事業における BIM 活用実施要領	(最 新 版)
□〈国〉EIR を活用した BIM 活用の運用について	(最 新 版)
□〈国〉BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）	(最 新 版)
□〈県〉設計の点検実施要領（埼玉県 都市整備部 営繕課）	(最 新 版)
□〈県〉設計の点検実施要領（埼玉県 都市整備部 設備課）	(最 新 版)
□〈県〉設計の点検実施要領（埼玉県 都市整備部 営繕・公園事務所）	(最 新 版)

b. 建築	(年版等)
■<国> <u>建築設計基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築設計基準の資料</u>	(最 新 版)
□<国> <u>建築構造設計基準</u>	(最 新 版)
□<国> <u>建築構造設計基準の資料</u>	(最 新 版)
□<国> <u>構内舗装・排水設計基準</u>	(最 新 版)
□<国> <u>構内舗装・排水設計基準の資料</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築工事設計図書作成基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築工事設計図書作成基準の資料</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築工事標準詳細図</u>	(最 新 版)
□<国> <u>敷地調査共通仕様書</u>	(最 新 版)
■<県> <u>埼玉県建築工事特別共通仕様書</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築工事監理指針</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築改修工事監理指針</u>	(最 新 版)
c. 建築積算	(年版等)
■<国> <u>公共建築数量積算基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築工事見積標準書式（建築工事編）</u>	(最 新 版)
□<国> <u>公共住宅建築工事積算基準</u>	(最 新 版)
d. 設備	(年版等)
■<国> <u>建築設備計画基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築設備設計基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>建築設備工事設計図書作成基準</u>	(最 新 版)
□<国> <u>雨水利用・排水再利用設備計画基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）</u>	(最 新 版)
■<県> <u>埼玉県電気設備工事特別共通仕様書</u>	(最 新 版)
■<県> <u>埼玉県機械設備工事特別共通仕様書</u>	(最 新 版)
■<国> <u>電気設備工事監理指針</u>	(最 新 版)
■<国> <u>機械設備工事監理指針</u>	(最 新 版)
□<他> <u>建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）</u>	(最 新 版)
■<他> <u>建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）</u>	(最 新 版)
□<国> <u>空気調和システムのライフサイクルエネルギー・マネジメントガイドライン</u>	(最 新 版)
■<県> <u>設備設計の留意事項（埼玉県都市整備部設備課）</u>	(最 新 版)
■<他> <u>給排水衛生設備規準（（公財）空気調和・衛生工学会）</u>	(最 新 版)
□<他> <u>劇場等演出空間電気設備指針 2014（（一社）電気設備学会）</u>	(最 新 版)
e. 設備積算	(年版等)
■<国> <u>公共建築設備数量積算基準</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）</u>	(最 新 版)
■<国> <u>公共建築工事見積標準書式（設備工事編）</u>	(最 新 版)
□<国> <u>公共住宅電気設備工事積算基準</u>	(最 新 版)
□<国> <u>公共住宅機械設備工事積算基準</u>	(最 新 版)